

第5期 第5回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録（概要）

名称	第5期 第5回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録
開催日時	令和2年7月14日（火） 午後5時00分～午後7時00分
開催場所	阪南市役所 3階 全員協議会室
出席者	【検討部会委員】 壬生部会長、福岡委員、田中委員、猪俣委員 今井委員、大和田委員 6人出席 【市】 地域まちづくり支援課 川口課長代理、岩下総括主事、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	中間報告を終え再検討 第6章 担い手の役割 第7章 協働の種類
資料	○資料1 推進委員会後の再検討項目 ○資料2 協働の指針 第6章について（たたき台） ○資料3 協働の指針 第7章について（たたき台） ○参考資料1 検討のまとめ ○参考資料2 第6章 担い手の役割について（他市町村参考） ○参考資料3 第7章 協働の種類について（他市町村参考） ○参考資料4 検討部会の検討経過
要旨	再検討項目の検討 第6章の検討 第7章の検討
会議	あいさつ 部会長 前回から、少し間が空いているため、振り返りも含めて議論を行っていく。また、新たに検討すべき事項もあるため、闊達な意見を願います。 【中間報告を終え再検討】 事務局 参考資料4に基づき、これまでの経過等について。 資料1に基づき、推進委員会後の再検討項目について、説明。 （中間報告を終え再検討について委員からの意見、質疑・応答） 委員 学校等の14校は、現在は小学校が8つで中学校が4つで高校が1つなので、13だと思いが、 事務所 委員の指摘どおり、この数値は令和2年2月時点のものであり、令和2年4月に中学校の統廃合が行われ、現在は13となっている。また、数値については、答申を作成時に最新の数値を記載するようにする。 委員 協働の原則の修正は、見やすく良いと思う。 部会長 協働の原則について各委員が修正案の方が見やすいということであれば、検討部会ではそのように取り計らい、推進委員会へ報告することで良いか。 各委員 了承 部会長 次に協働の担い手、パートナー、カタチについて、ここは何点か推進委員会から指摘を頂いている。まず、市民の定義については、委員長より「どのような市民に期待が寄せられているか」との発言を頂いた。この発言を踏まえると、在住だけではないような気がするが、この辺りについてはどうか。 委員 市民の定義では、広い視点でとらえた方が良いと思う。また、記載の数値は、在住だけの人数となり、在学や在勤となると把握できないため、数値を入れない方がよいのでは。 部会長 市民の定義は、検討部会で議論を行っていたとおり在住だけでなく、在学や在勤も含めた広域の市民ということとし、数値については、抜いたほうが誤解を生まないかもしれないが。 委員 そうなれば、全部の主体について、数値を抜くのも良いのでは。そうすれば、〇月時点という表記も必要が無い。 部会長 市民や行政、議会の数値は除いて、公益活動団体やNPO法人、自治会等の数値はあってもいいのかとも思う。相手がどの程度いるのかを把握できた方が、良いのではないかとこのところからのスタートだったため。 委員 団体等も解散したり様々な理由で減っていくことも予測されることから、数値はすべて除いてはどうか。 部会長 数値については、全て除くか、そのまま残すか、一部だけ残すかの3パターンが考えられる。

委員 人数は、定義を踏まえると正確に入れていることは難しいと思う。

部会長 数値的な部分もあるが、具体例を挙げてはという推進委員会での意見についてはどうか。

事務局 他市の状況も調べたが、具体的な活動団体等の名称を挙げている自治体はなかった。当然A団体の名称を挙げると、B団体はなぜ自分たちの団体名は記載されないのか。といったような議論が発生することが予見されるため、事務局としてあまり記載が無い方が良いのではと考え、今回の資料には反映をさせていない。

部会長 指針としてある特定の団体名だけを記載していくのは良くないと思う。この部分については、各委員も同様の意見だと思うが、この取り扱いでよいか。

各委員 了承

部会長 この指針が策定された後には、周知用のチラシのようなものは作成予定か。

事務局 検討を始める時点では、そのような考えはなかったが、周知を図るうえで、指針だけでは難しい部分もあるため、行政として幅広く分かりやすく伝えるために、チラシの作成を考えていきたい。

部会長 具体例や数値は。そのチラシの方で記載していければよいのかと思う。数値については、どのように取り扱うか。

委員 指針の本編ではなく、巻末に資料編として差し込むイメージが良いのでは。市民公益活動団体やNPO法人であれば、A4で1枚で収まると思われる。

部会長 今までの議論を踏まえると、全部数値を除き、資料で補ったり、解説書を作るとなったときに、記載していくこととしてよいか。

各委員 了承

部会長 次に、SNSの取り扱いについては、どうか。修正案どおり、言葉の意味を注釈として欄外に記載していくという事でよいか。

各委員 了承

部会長 SNSと同様に、指針の中で言葉の意味が分かりにくく注釈を入れる必要のありそうな部分はあるか。

事務局 これまでの議論の中で、注釈で出てくるものは、中間支援組織が挙げられる。SNSが2つ目となり、当初では市民公益活動団体という言葉も協働に携わっていない人から見ると、難しい言葉に見えるかもしれないと、委員の方からご意見を頂いた。ただ、後に協働の担い手の部分において、市民公益活動団体の定義を行ったため、注釈は不要としている。

部会長 そのほか意見があれば。なければ、次の案件に進みます。

【第6章 担い手の役割】

事務局 資料2に基づき、第1章の指針策定の趣旨について説明。

(委員からの意見、質疑・応答)

部会長 各担い手がどのような役割を記載していくか。役割をどの程度のカテゴリーで記載していくか。を議論していく必要がある。

委員 資料のとおり大きな枠で、そこからの発展が良いのでは。複数の団体に属している部分もある。

委員 この指針は、行政との協働だけでなく、民同士の協働もあるため、その民と民の協働部分をどこに記載してくかだと思う。

部会長 次の項目で、民と民の協働の例を挙げようかと考えていたが、指摘のとおりどこで記載してくかは詰め切れていない部分。前段に記載してくことで、それを意識して指針を読み込むことができる。全体を見返した時には、その辺りも踏まえて確認が必要。先ほどの意見で言うと細かく記載していた方が、自分がどこに当てはまりどのような相手がいるのかなど、気づきやすいという意見だった。

委員 資料2が見やすいのでは。どの団体でも言えることが記載されており、いいと思う。

部会長 市民と行政は最低限必要であると考え。他市では事業者等を記載しているところもある。また、順番も考える必要がある。

委員 内容についても、あまりたくさん書いていくと、しなくてはならないような、縛られているような気がする。

部会長 協働にふさわしい事業の掘り起こしとは具体的にどのようなことか。

事務局	地域課題の解決に向け、事業として協働の手法を用いて解決する方法がないかなど、掘り起こしが必要という意味。また、その掘り起こしや解決に向け支援を行政や中間支援組織が行っていく。
部会長	書き方が難しい部分。市民等の中に入っていることによりハードルが高い。言い方を変える必要があるのかもしれない。 また、順番としてもできることから記載している方が良い。
委員	分かりやすく見やすくするために、キーワードやカテゴリー分けをしてはどうか。情報は両方に出てきているため、これは1つのカテゴリー。また、参加というカテゴリーとすると、行政としても市民の活動の場へ参加をしていく。市民が意識する参加と行政が意識する参加。行政側が無い場合、そのあたりを追記しては。つながりやネットワークというカテゴリーとすると、行政側では市民とのネットワークや横断的な庁内の連携も当てはまると思う。というように分けると見やすいのでは。 また、意識の部分ですが、市民は自覚を持つとあり、行政側も協働の意識を持つとある。併せて行政職員も一市民として市民感覚という意識を持つという事も、同じ立ち位置に立つという事を考えると大事な事ことだと思う。
部会長	もう少し整理ができるのではないかという意見であった。ある程度対応できるものをそろえていた方が見やすいということもある。 キーワード出しを行ったときに市民等ができることと行政等でできることの中身が変わってくることもあるため、その部分を工夫するという事も考えられる。もう少し言葉を足さなければ誤解を招く恐れもあるため、少し検討が必要。
委員	資料内の協働の原則のように、見出しをしてその下に例を書いていくこともいいのでは。
委員	情報収集・情報発信は重要なので一番上に持ってきたらよいと思う。市民等ができることの上から3つは大事。
委員	行政等ができることの中で情報収集、発信とあるが、公開は無くても良いか。
委員	情報の発信に含まれるのではないか。
部会長	公開を行っているが、発信はしていないという事も考えられる。
委員	みんなが重視することの部分で、いきなり協働を行っていくことは難しいため、根底として話し合いの場であったり出会いの場が必要だと思う。
部会長	今までの議論でもつながる場が必要だという事もあったと記憶している。
委員	あまり難しい言葉で記載して意味が伝わらなければ意味がないため、もう少し柔らかい表現の方が良いのでは。
部会長	第6章の部分では、今頂いた意見を取りまとめ、事務局と調整し、次回提示させてもらう。その他意見無ければ、次に進みます。
【第7章 協働の種類】	
事務局	資料3に基づき、協働の種類について説明。 (委員からの意見、質疑・応答)
部会長	ここでは具体的に協働にはどのような種類があるのかを議論する。
委員	表の斜線はいらぬのでは。斜線をなくせば、左側は市民が主体の事が記載してあり、中央は両方が主体の事が記載してあるため、分かりやすいのではないか。
事務局	主体の関りについての程度を表している。左側は市民が主体となり右側に行くにつれ、市民の関りが減っていくということ。
部会長	割合の部分で白黒の濃淡をつけることにより、分かりやすくなる。少し、加工が必要。
委員	この図は、よく使われる領域図だと思うが、5つを含めて1つの図。真ん中の3つが協働の領域として今回の議論の部分。それを斜線を入れ、協働の割合としての部分が加えられているため、私は斜線があったほうが分かりやすい。
事務局	先ほどからのご意見を踏まえ、濃淡を付け領域の程度を分かりやすくするよう修正する。
委員	パターン②の登下校の見守りが気になった。両者が主体というよりかは、ほとんどの地域で市民の方が自主的に見守りをしているところが多いような気がする。民生委員や校区福祉委員や個人など、様々な立場の方が見守っている。

事務局 地域によっては民生委員や福祉委員の方々が見守りを行っているところもあれば、自治会の方がされているところもある。学校として全く何も関与をしていないわけではない。割合が五分五分かという部分もあるが、まったく協働ではないということではない。

委員 自治会だけで区切るのか、最終的に自治会等と区切るのか。他市では地縁団体と記載しているところもある。どこかで統一が必要かもしれない。自治会だけしか記載ないと、自治会にとっては、記載されていることを行わないといけないのか。逆に民生委員からしたら、自分たちはこんな活動をしているのに。という事になるのも避けたいと考える。

部会長 登下校の見守りだけを説明する資料だとするとそうなのかもしれないが、登下校の見守りだけを表す図ではないため、少し検討が必要。
本日、多くの意見を頂いたため、再度事務局と相談し、次回の検討部会においてお示しいと思います。

【その他について】

事務局 その他について、次回の会議の日程について説明。

(委員からの意見、質疑・応答)

部会長 ただいま、事務局から説明のありましたことについて、何かご意見があれば。

なし

部会長 それでは本日予定しておりました、案件はすべて終了いたしました。長時間に渡りありがとうございました。